

平成28年 第4回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成28年4月19日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

- 1 開催日時 平成28年4月19日 午後1時30分
- 2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎3階第2会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 渕 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
1番委員 榎 渕 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聡 書記 泉 雪 江
- 7 会議に附した事件
議案第1号 農業委員会長の互選について
議案第2号 議席の決定について
議案第3号 農業委員会長職務代理者の互選について
議案第4号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第6号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について

協議事項

- (1)農地法申請事案等調査地区担当について
- (2)その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会事務局長林和也開会を宣す。

開 会
頭 末

事務局

皆さん、こんにちは。お世話になります。
ただいまより、みなかみ町農業委員会総会を開催いたします。
本日の進行を務めさせていただきます事務局長の林です。よろしくお願いい
たします。

本日の会議につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、最初に行われる総会については町長が招集することとなっております。

初めに、岸町長よりご挨拶を申し上げます。

なお、岸町長公務により不在のため、副町長より挨拶申し上げます。よろしくお願いたします。

副町長

皆さん、改めまして、こんにちは。

私は、副町長の鬼頭でございます。大変お世話になります。

岸町長、本日どうしても抜けられない用事がございます、出席することができません。皆様によりよくお伝えくださいとのことでございます。

ただいま各地域の農業団体等からご推薦された委員の皆様には任命書の交付をさせていただきました。農業委員会等に関する法律が昨年改正され、この4月1日に施行されました。今までは農業委員も選挙と農業団体または議会推薦という選出の方法でしたが、この改正によりまして、地域の農業団体等からの推挙を受け、議会の同意を得て、町長が任命するという方法に変わりました。農業委員の皆様には、改めまして任期の3年間どうぞよろしくお願いを申し上げます。

農業委員の職務は、農地法が改正され、その業務も多岐にわたっております。農地の賃貸、売買の許可決定、農地転用許可への意見審議、担い手への農地利用集積や耕作放棄地の解消に向けた取り組みなど、以前にも増して重要となっております。農産物のブランド化、農業体験を活用した交流事業など、みなかみ町の農業振興を図る上からも皆様のお力添えが不可欠でございます。

結びに、皆様方へ今後の農業委員会活動にご尽力いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、初議会ということでありますので、委員の皆様より着席順に簡単に、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

1番の榊渕さんからお願いします。

(委員及び事務局の自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、仮議長の決定につきまして、副町長のほうで進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

副町長

それでは、議事に入る前に仮議長の決定についてお諮りをいたします。

仮議長につきましては、地方自治法第107条の規定による議会の例に倣いまして、委員の中の年長の方を仮議長として議事を進行することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、高橋良一委員に仮議長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

事務局

席の移動を願います。

なお、副町長は公務のため、ここで退席させていただきます。

副町長 よろしくお願ひします。
(副町長退席)

仮議長 皆さん、こんにちは。
指名でありますので、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
着席したままで始めさせていただきます。
第1号議案農業委員会長の互選についてを議題といたします。
会長の互選方法には投票と推選の方法がありますが、どちらがよろしいですかお諮りいたします。
(「推選でいいんじゃないかと思ひます。推選」の声)
推選という意見がありました、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認めまして、会長の互選は推選により行うことに決定いたします。
よろしいですか。
(「異議なし」の声)
推選者の提案を行う方は、挙手により発言をお願ひいたします。

10番委員 高橋俊信さんにお願ひしたいと思ひます。

仮議長 高橋俊信さんというご意見がありますが、そのほか案をお持ちの方はおりますか。

3番委員 3番、高橋俊信です。
これ、ちょっと名簿を、きょうお集まりいただいた名簿を見ますと、初めての方が半分以上というようなことで、事務局サイドとしては腹案とかそういう用意はありますか。

事務局 腹案というのは用意してありません。
(「俊信さんに異議ありません。いいです。俊信さん、お願ひします」の声)

仮議長 腹案はないそうです。
高橋俊信さんを推選するという提案がありましたが、ほかに案をお持ちの方おりますか。
(「異議ありません。よろしくお願ひします」の声)
ほかに推薦者がおりませんので、では、高橋俊信さんに決定することよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
異議なしの声がありましたので、高橋俊信さんに決定させていただきます。

3番委員 ただいま推選いただきまして、力不足ではございますが、ぜひ皆様のご協力をいただひて職務を務めたいと思ひます。
ひとつよろしくお願ひいたします。(拍手)

仮議長　　ここで10分間の休憩をしますが、農業委員会長が決定いたしましたので、休憩後の会議におかれては、高橋俊信会長に議長をお願いいたします。
不慣れでありましたが、皆様のご協力、ありがとうございました。（拍手）

（休　　憩）

事務局　　それでは、再開させていただきます。
ただいま高橋俊信農業委員会会長が就任されましたので、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会　　長　　先ほど皆様のご推挙によりまして農業委員会会長という大役を、力不足ではありますが、引き受けました。本当に思いもよらないことで、これから先どうなるかと心配ではありますが、また、ことしは中村区の区長ということで区長職も1年間入っているということで、大変時間的にも忙しくてなかなか十分にできないかもしれません。ぜひ皆様のご協力をいただいて、この重要な職務を無事遂行できますように重ねて皆様をお願いして、挨拶といたします。

事務局　　ありがとうございました。
引き続き、議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますけれども、座ってさせていただきます。
それでは、会議を再開いたします。
議案第2号議席の決定についてを議題といたします。
現在、月夜野地区、水上地区、新治地区の行政地区順に着席をお願いしているところでございます。この席順を議席とすることでよろしいかお諮りいたします。

どうでしょうか、皆さん。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、現在の席順を議席と決定いたします。

続きまして、議案第3号農業委員会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

互選の方法は推選と選挙の方法がありますが、会長が月夜野地区より選出されましたので、新治地区、水上地区より各1名を推薦により選出することにしたと思いますが、よろしいかお諮りいたします。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、新治地区、水上地区それぞれの委員の皆様により地区ごとにご推選をいただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

（休　　憩）

議　　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
各地区ごとにご協議いただきました結果を事務局長より発表いたします。

- 事務局 協議の結果を発表いたします。
水上地区、吉野拓夫委員、新治地区、高橋俊一委員。
以上です。
- 議長 職務代理者に吉野拓夫委員、高橋俊一委員が就任することでよろしいかお諮りいたします。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、吉野拓夫委員と高橋俊一委員が職務代理者に決定いたしました。
それぞれ就任のご挨拶をお願いいたします。
- 8番委員 不意を突かれまして、こういうことになってしまいました。しょうがないかなという気も少しはありますし、また3年間、先ほどもお話ししましたが、皆さんと一緒に、微力ではありますが、農業委員会がスムーズに運営できますように努力してまいりたいと思っております。本当に何もわからないんですが、よろしく皆さんの協力をお願いしたいと思います。
どうかよろしくをお願いいたします。(拍手)
- 10番委員 2期やったということで、お前やれということで、お世話になります。一生懸命頑張りますので、皆様のご協力をお願いいたします。
よろしく申し上げます。(拍手)
- 事務局 それでは、席の移動をさせていただきたいと思っております。職務代理の方は前にお願いしたいんですが、よろしくをお願いいたします。
(各委員、本議席へ着席)
- 議長 次に、議事録署名委員を指名いたします。
議席の若い番号順に行います。1番、榎渕武重委員、2番、櫻井孝司委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。
続いて、議案第4号みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号みなかみ町農地利用最適化推進委員について説明いたします。
この農業委員会は、農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱することになります。農地等の利用の最適化推進に取り組む体制を強化するため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者の中から農地利用最適化推進委員を委嘱します。
農業委員会は、地区ごとの農業者等から推進委員の候補者の推薦を求め、希望者を募集し、その結果を公表、尊重しますということになっております。農地等の利用の最適化を進めるためには、農業委員と推進委員が一体的に連携し合って取り組むことが欠かせないとなっております。各地域の農業者等から推薦されました方々が名簿に記載されております27名の委員となっております。
承認お願いできればと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明がありました。
書類の名簿を見ていただいて、自分の身近な地区、間違いがないか確認をして
いただいて、それでは、みなかみ町農地利用最適化推進委員を原案のとおり
委嘱することでよろしいかお諮りいたします。
いかがですか。
（「異議なし」の声）
異議なしと認め、議案第4号みなかみ町農地利用最適化推進委員を名簿のと
おりに委嘱いたします。
続いて、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題と
いたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第5号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。
別紙記入事件20件です。
次のページをお開きください。
農用地の利用集積計画の概要でございます。田は、賃貸借の通年で1万2、
992㎡、畑は、賃借権の通年で9、180㎡、使用貸借の通年で1、095
㎡、合計は、田、1万2、992㎡、畑、1万275㎡、合わせて2万3、2
67㎡です。貸し手は9戸、借り手は9戸でございます。設定期間は、田で5
年、畑は5年、3年でございます。
7ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたしま
す。
以上、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局より説明がありました議案第5号について、質疑があります
か。

1番委員 19番の〇〇さんのところだけ詳しい資料がありますか。

議長 〇、〇〇さん。

1番委員 〇〇さんのところを〇〇さんが借りるようになっていますから。

議長 〇〇さんですね。

1番委員 はい。それと、あとちょっと書類を、地元なもんですから、それを見せてい
ただければありがたいんですが。

事務局 会議の終了時に、私が榎渕さんにお見せするのでよろしいでしょうか。

1番委員 はい、結構です。

事務局

お願いいたします。

議長

ほかにございますか。

(「なし」の声)

ほかにもありませんので、承認してよいかお諮りいたします。

いかがですか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があった20件を承認いたします。

続いて、議案第6号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第6号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準設定について。

農地法第3条第2項第5号の規定による50aに代わるべき面積を適用する区域並びにその面積を次のとおり定めたいので決定を求めます。

こちらは、別段面積の基準(下限面積)の設定についてですが、簡単にご説明申し上げます。

農地を売買・贈与したり貸し借りをしたりする場合は3条の許可が必要ですが、許可基準の1つに、受け手、買い手、受贈者、借人の許可後の耕作面積(経営面積)が、原則として北海道を除く都府県では50a以上になることという規定がございます。これは、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が一定以上にならないと許可ができないとするものです。

平成21年12月施行の改正農地法により、この下限面積50aが地域の平均的な経営規模や新規就農を促進させるため地域の実情に合わない場合は、農業委員会の判断で別段の面積を定めることができるようになりました。農業委員会は、毎年、最初の会議でこの下限面積を決定することとなっております。

1枚めくっていただいて、11ページ、告示案が表記されていますが、こちらのほうが理解しやすいのでごらんになっていただければと思います。

適用区域が17条の第1項に基づくものと17条の2項に基づくものと分かれて、50aに代わるべき面積が定められた区域ごとに決められております。これは、昨年と同様数字のものなのですが、これについて確認、決定していただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がありました議案第6号について、質疑がありますか。

面積については昨年同様であると、変更はないという説明でした。皆さん、いかがですか。ありませんか。

(「なし」の声)

それでは、質疑がありませんので、議案第6号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について、別紙記載のとおり決定してよいかお諮りいたします。

決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議なしと決定させていただきます。

以上で議事の全てを終了いたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

続いて、協議事項に入ります。

初めに、農地法申請事案等調査地区担当について協議を行います。

事務局に案がございますので、事務局より発表願います。事務局、お願いいたします。

事務局

最終ページ、12ページをごらんになっていただければと思います。

協議事項、農地法申請事案等調査地区担当(案)とございます。こちらは、農地法に従って許可を必要とする事案が出た場合、こちらの担当の方が当該地区、担当地区についての発生事案について調査をいただくこととなります。この後、研修会でまたご説明ができるかと思いますが、委員さんの方、おのこの担当地区をご確認いただいて、協議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明が終わりましたので、調査地区担当について、事務局案でよろしいかお諮りいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、事務局案のとおり調査地区担当を決定いたします。

事案が提出された場合は、現地調査や指導、助言等、よろしくお願いいたします。

続きます。以前、農業委員会には農地部会と農政部会を設けており、各種審議を行っておりましたが、委員の皆様には双方に属していただき活動をお願いしたいと思います。この農業振興地域整備促進協議会長と認定農業者を審査する経営改善計画認定審査会長につきましては、職務代理にお願いすることです。よろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、後日、委員会で提案させていただくことといたします。

以上で協議事項を終了いたします。

その他につきまして、皆様から質問等ございましたらお願いいたします。

何かございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、以上で総会を終了いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

[午後2時15分]